

○座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理運営に関する条例

平成15年3月20日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設(以下「施設」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設
- (2) 位置 座間味村字阿嘉漁港内

(管理)

第3条 この施設の管理は、村長が行う。ただし、村長が必要と認めるときは、施設の管理を一部委託することができる。

2 前項の規定により委託する場合の管理運営については、別に規則で定める。

(使用の許可)

第4条 この施設を使用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設を破損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項の許可には、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第5条 村長は、前条の規定により施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 第4条第1項各号のいずれかに該当したとき。

2 使用許可の取消し又は使用の中止により使用者に生じた損害については、村長はその責めを負わない。

(使用料)

第6条 施設の使用料は、別表に定める額とする。

(使用料の減免)

第7条 村長は、公益上又は相当の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用しないとき。
- (2) その他村長が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設を破損し、汚損し、又は滅失したときは、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(賠償及び事故の責務)

第10条 村長は、施設の使用により生じた一切の事故及び損害については、賠償の責任を負わない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	使用料
待合室及び事務室	月額 30,000円
送迎デッキ	月額 25,000円
会議室	1時間 1,000円